ロ　自動捕捉式はかりに係る日本工業規格B七六〇七（二〇一八）附属書に掲げる簡易修理

［削る］

［削る］

ハ　定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え

［削る］

［削る］

［削る］

ロ　皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理

(1)　増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関接部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え

(2)　ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパーの取手の補修

(3)　指針軸のバランスの調整

(4)　ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整

ハ　皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え

ニ　台はかりに係る次に掲げる修理

(1)　台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え

(2)　立筒の補修

(3)　刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内における額縁の補修

ホ　光電式はかりの光源用電球の取替え

ヘ　電気式はかりに係る次に掲げる修理

(1)　印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）の電源部の補修又は取替え

(2)　料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え

［削る］

ト　手動天びんに係る次に掲げる修理

(1)　度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え

(2)　両ひじ長さの調整

チ　定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え

三～十三　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

第一条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（出張検定等の旅費等）	（出張検定等の旅費等）
第五条　［略］	**第五条**　［略］
2　研究所又は指定検定機関は、自動はかりの検定を受ける者に対し、検定に使用する実材料及び疑似材料の準備及び使用後の処理、並びに管理はかり及び試験荷重の搬送に使用する機器の提供を求めることができる。	［新設］
（指定検定機関の試験の申請等）	（指定検定機関の試験の申請等）
第三十一条　［略］	**第三十一条**　［略］
2　第三十条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、型式の承認を受けた型式に属する特定計量器につ	2　前条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、型式の承認を受けた型式に属する特定計量器につい